

春里地区懇談会での主な意見と回答

日 時 平成27年7月11日(土)午後5時～6時

場 所 東建塩河カントリー

出席者 41人

【質問】平成26年に改定した可児市地域防災計画では、海洋センターを第二次避難所と位置付けています。しかし、美里ヶ丘、日本ランド、坂戸台には緊急避難できる場所がなく、春里公民館へ行くにも距離があり、河川を2本渡る必要があるため危険です。そこで、高台にあり頑丈な建物である海洋センターを第一次避難所に格上げできないでしょうか。また、第二次避難所であっても、避難したいという住民がいれば速やかに避難所を開設できるよう職員体制を整えられませんか。

【回答】災害時には限られた職員数で様々な事象に対応する必要があることや、風水害の場合はあらかじめ気象情報などから避難の必要なレベルに達する可能性があるかどうかの判断がある程度できることなどから、市内14箇所の公民館を第一次避難所として指定しています。改定前の地域防災計画では、海洋センターを第一次避難所として位置付けていましたが、台風の接近や大雨の際には、これまでも公民館14箇所を第一次避難所として開設してきており、今回の改定で実態に即した内容にしたものです。

避難所の開設時期は風水害、地震、その他の災害種別によって異なり、風水害では第一次、第二次、第三次と災害の規模や避難者の収容状況に応じて段階的に開設することで対応可能と考えています。また、震度5強以上の地震が発生した場合には、市内の全ての避難所を開設できる体制としていますが、今後個別計画やマニュアルを策定するなかで見直しが必要となることもあるのではないかと考えています。

なお、避難所に関して最も重要なのは、避難所をいかに健全に運営していくかということであり、災害の規模が大きければ大きいほど行政の手が届きにくくなることから、それぞれの地域で避難所運営を担っていただくことになると考えています。今後は、それぞれの地域においても、自治会や自主防災組織の方々を中心として避難所運営に関する訓練に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【質問】「岐阜県は本年度から、27市町の河川流域での氾濫に備え、従来より狭い範囲で避難準備情報や避難勧告を発令する取組みを始めた。浸水などの危険性が低い地区まで発令が及ぶ事態を出来る限り避け、避難勧告の実効性を高める狙いだ。」との新聞報道がありました。可児川についてはこれまでの蛸橋周辺に加え、御嵩町門前橋周辺の水位計を参考に避難指示・勧告を行うとのことですが、坂戸や塩などの可児川下流域については、土田井ノ鼻にある水位計も参考にし、久々利川、大森川、姫川、横市川の水量を考慮して総合的に避難勧告等の発令を判断すべきではないでしょうか。

【回答】避難勧告等が発令する権限は市町村長に付与されています。岐阜県からは助言として従来よりきめ細かな情報提供を受けられるようになりますが、本市における避難勧告等の判断については、それ以外にも市内の降雨量など気象データの観測値や気象情報分析を専門とする民間の事業者、地方気象台からの助言なども参考にしています。ご指摘のとおり、土田に設置している可児川の水位計についても、重要な情報として避難勧告等の判断材料にしているところです。

【質問】岐阜県によると、可児川今春橋から名鉄鉄橋付近まで河川を掘削して河川断面を広げたため、100年確率の豪雨には対応できるとのことでした。しかし、市の洪水ハザードマップの想定浸水域は以前と全く変わっていないなど住民にはその効果がよくわかりません。どの程度の雨量なら安全なのでしょうか。またハザードマップを見直す予定はありますか。

【回答】可児川については、6時間連続雨量190mmという70年確率の洪水を安全に流下できるよう河川改修を進めており、今年度で完了予定です。この改修により、平成22年、23年に発生したのと同規模の洪水にも対応できることとなります。

またハザードマップについては、平成26年3月に国において「浸水想定区域作成マニュアル」の見直しが行われました。現在国土交通省において、前提とする計画降雨の見直しが行われており、これが完了すれば岐阜県においても浸水想定区域の見直しが検討される予定です。それに合わせて、市で作成しているハザードマップについても、修正を進めていきたいと考えています。

【質問】県のため池ハザードマップで、地震によりため池が決壊した場合の浸

水想定区域が示されたました。春里地区のため池は年々老朽化が進んでおり、改修するよう地区要望をしているところですが、今後のため池改修計画はどのようなになっていますか。

【回答】市内のため池は現在162カ所で、うち春里地区は32カ所です。市では破堤時に下流域への影響が特に懸念されるため池を中心に、平成24～26年度に50カ所の現況調査を実施しました。そのうち春里地区は13カ所となっています。さらに県では25～26年度に、規模や影響する人家等の有無に基づいて抽出した10カ所のため池で耐震診断を実施しました。春里地区では深山ため池（塩河）、滝ヶ洞ため池（室原）の2カ所が実施済みで、深山ため池については液状化層は確認されず、安定解析の結果も良好で問題なしとの判断でした。また、滝ヶ洞ため池についても液状化層は確認されたものの、液状化に関する安定解析上支障なしとの判断でした。

ため池改修の優先度は、保全対象家屋の有無、被害の想定、施設の健全性、耐震調査の結果等を総合的に判断して決定しています。春里地区については、現時点では滝ヶ洞ため池の優先順位が高いと考えていますが、事業規模が大きく実施時期については現時点で未定です。また、深谷ため池については、人家から遠く、貯水量が1,200 m³と小さいので、優先順位は低く、中長期対応で考えています。

【質問】可児市では全国に先駆けていじめ防止に関する条例を制定するなど、素晴らしい取り組みをされていると思います。今後の取り組み、特に市、教育委員会、各学校の連携についてどのように考えていますか。

【回答】いじめ対策は学校だけの問題ではなく、子育ての一環として市長にも責任があると考え、現在は市長部局で所管し、教育委員会とも連携しながら進めています。いじめの被害者はいじめられていることを隠す傾向があるので、周囲が気付いてあげることが非常に重要です。市ではいじめ防止専門委員会を設置し、いじめ問題に対して専門家による客観的な調査を行っていますが、その内容はすべて市長自らチェックし、教育委員会にも確認するなど、いじめのシグナルを早期発見することに努めています。皆さんも気付いたことがあったら、ぜひご連絡いただきますようお願いいたします。